

6. 湖沼や河川の水質浄化対策

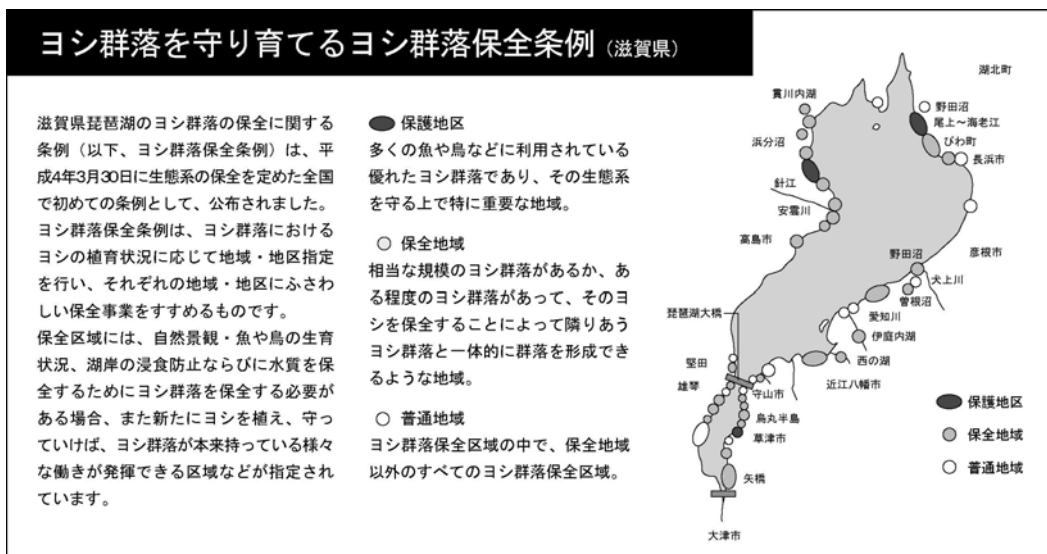
(1) 湖沼浄化対策

《ヨシ群落保全条例》

滋賀県は水界生態系を保全し、自然と人との共生を具体化することを目的として、琵琶湖周辺のヨシ群落を保護する「ヨシ群落保全条例」を制定した。同条例は平成4年3月30日に公布、同年7月1日から施行された。

その後、平成14年度にヨシ条例の改正が行われ、平成16年には新たな「ヨシ群落保全基本計画」が策定された。

ヨシ群落保全条例は「ヨシを守る」、「ヨシを育てる」、「ヨシを活用する」の3本の柱からなる。



【図5-10 ヨシ群落保全条例】

文章：水資源開発公団「未・来・耕・創」

図：滋賀県「平成18年（2006年）版環境白書」

●ヨシを守る

保全に必要なヨシ群落が生えている場所やヨシを増やす場所を「ヨシ群落保全区域」に指定し、そのなかである程度まとまった規模の群落の場所を「保全地域」に、さらにそのなかで特に重要な場所を「保護地区」に指定する。保全地域以外のヨシ群落保全区域を「普通地域」とし、ヨシ群落の保護を図る。

●ヨシを育てる

基本計画に基づき、ヨシ群落の周囲の清掃活動や、生態系のバランスに配慮しつつ刈取りを行う。また、消波柵の設置や植栽も行う。

●ヨシを活用する

ヨシは現在もよしずなどに利用されているが、今後、ヨシを原料とした紙の商品化や、高付加価値の製品の研究開発を推進する。

また、ヨシ群落を利用した環境学習や、バードウォッチングなどの自然観察会の開催や、ヨシ群落の必要性についての啓発活動を行っていく。